

数字

特殊健康診断名(五十音順)	業務名(業務内容略称)	作業内容
1,1,2,2-テトラクロロエタン健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断 (特別有機溶剤)	製造業務	1,1,2,2-テトラクロロエタンを製造する業務
	取扱業務	1,1,2,2-テトラクロロエタンを利用した洗浄、払拭、清掃などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
1,2-ジクロロエタン健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断 (特別有機溶剤)	製造業務	1,2-ジクロロエタンを製造する業務
	取扱業務	1,2-ジクロロエタンを利用した洗浄、払拭、清掃などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
1,2-ジクロロプロパン健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	1,2-ジクロロプロパンを製造する業務
	取扱業務	1,2-ジクロロプロパンを利用した洗浄、払拭、清掃などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
1,4-ジオキサン健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断 (特別有機溶剤)	製造業務	1,4-ジオキサンを製造する業務
	取扱業務	1,4-ジオキサンを利用した洗浄、払拭、清掃などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方

ローマ字

DDVP健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	DDVPを製造する業務
	取扱業務	殺虫剤や燻煙剤などの製造や燻煙、燻蒸などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
VDT健診 ※ 指導勧奨による健康診断	単純入力型	資料、伝票、原稿等からデータ、文章等を入力する。(CADへの単純入力を含む。)
	拘束型	コールセンター等において受注、予約、照会等の業務を行う。
	対話型	作業者自身の考えにより、文章の作成、編集、修正等を行う。 データの検索、照合、追加、修正をする。 電子メールの受信、送信等を行う。 窓口等で金銭の出納を行う。
	技術型	コンピューターのプログラムの作成、修正等を行う。 コンピューターの支援により設計、製図を行う。(CADへの単純入力を除く。)
	監視型	交通等の監視を行う。
	その他の型	携帯情報端末の操作、画像診断検査等を行う。

ア行

アクリルアミド健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	アクリルアミドを製造する業務
	取扱業務	顔料、塗料、接着剤、合成中間体、高分子凝集剤、紙力増強剤の製造や樹脂加工、清掃などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
アクロニトリル健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	アクロニトリルを製造する業務
	取扱業務	顔料、塗料、接着剤、紙力増強剤、合成繊維、合成樹脂の製造や清掃などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
アルファーナフテルアミン健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	アルファーナフテルアミン及びその塩を製造する業務
	取扱業務	アゾ染料・媒染剤・ゴム薬・殺虫剤の製造、などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方

特殊健康診断名(五十音順)	業務名(業務内容略称)	作業内容
アンモニア健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	アンモニアを製造する業務
	取扱業務	肥料や薬品などの製造や洗浄などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
インジウム化合物健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	インジウム化合物を製造する業務
	取扱業務	特殊ガラスや液晶ディスプレイ、タッチパネル、太陽電池などの透明電極製造や清掃、物質回収などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
石綿健診 ※ 石綿障害予防規則に基づく健康診断	建築物解体	建築物の解体、吹き付けた石綿の解体、使用された保温材・耐火被覆材の除去・封じ込め・囲い込み
	工作物解体	工作物の解体、貼り付けた石綿の解体、使用された保温材・耐火被覆材の除去・封じ込め・囲い込み
	船舶解体	船舶の解体、貼り付けた石綿の解体、使用された保温材・耐火被覆材の除去・封じ込め・囲い込み
	切断・穿孔・研磨	石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業
	塗布・注入・解体	石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業
	封じ込め・囲い込み	石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業
	粉状石綿の出し入れ	粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業
	粉状石綿の混合	粉状の石綿等を混合する作業
	石綿の清掃	前各号に掲げる作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業
	間接ばく露(建物解体)	
	間接ばく露(工作物解体)	
	間接ばく露(船舶解体)	
	間接ばく露(石綿取扱い)	
	間接ばく露(試験研究)	
	間接ばく露(損傷・劣化環境)	
石綿取扱		
非石綿作業		
運転業務健診	運転業務	自動車等の運転を行う業務(公務員のみ)
エチルベンゼン健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断 (特別有機溶剤)	製造業務	エチルベンゼン(特化物)を製造する業務
	取扱業務	塗装又は塗装に類似した作業で取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
塩酸健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	硫酸を製造する業務
	取扱業務	調味料、医薬品、肥料、洗剤、合成繊維、合成樹脂などの製造や半導体のエッチング工程などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
塩素健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	塩素を製造する業務
	取扱業務	塩化ビニル、塩素系溶剤、医薬品、農薬などの製造や紙・パルプの漂白、上下水道等の消毒殺菌などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
塩素化ビフェニル健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	塩素化ビフェニルを製造する業務
	取扱業務	絶縁油、塗料、可塑剤製造や解体、清掃などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
カドミウム健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	カドミウム及びその化合物を製造する業務
	取扱業務	電池、半導体、顔料などの製造や焼却炉点検などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務

特殊健康診断名(五十音順)	業務名(業務内容略称)	作業内容
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
クロム酸健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	クロム酸及びその塩を製造する業務
	取扱業務	合成触媒、顔料、研磨剤などの製造やクロムメッキ、皮なめしなどで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
クロロホルム健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断 (特別有機溶剤)	製造業務	クロロホルムを製造する業務
	取扱業務	クロロホルムを利用した洗浄、払拭、清掃などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
頸肩腕健診 ※ 指導勧奨による健康診断	キーパンチャー	多量データを、見たまま1時間に15,000タッチ以上の速さで入力する。入力媒体がパンチカードであった時代の穿孔作業に由来。
	金銭登録業務	スーパー店等における金銭登録に主として従事する者
	引金付工具取扱業務	炭酸ガスアーク溶接トーチ、エアーハッター、自動刺しゅう機、スプレーガン、エアーライバー等、手で保持し引金を操作する工具による作業
	上肢等の反復動作作業	○手指・手・前腕を早く動かす反復動作の多い作業 ・コンピュータ、ワープロ等のOA機器、VDT機器等の操作の作業
		○筋力を要する反復動作の多い作業 ・運搬、積込み、積卸し作業、多量の冷凍魚等の切断・解体等の処理作業
	上肢等の拳上維持作業	○上肢の拳上保持と反復動作の多い作業 ・製造業での機器等の組み立て・仕上げ、手作りによる製パン、製菓、ミシン縫製、アイロンがけ、手話通訳、給食等の調理
頸部・肩の動作拘束作業	天井など上方を作業点とする作業、流れ作業による塗装・溶接作業	
上肢等の特定部負担作業	顕微鏡やルーペを使った検査作業 保育・看護・介護作業	
コータール健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	コータールを製造する業務
	取扱業務	タル製品、防錆塗料、燃料などの製造や漁網塗装、防錆加工などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
高気圧業務健診 ※ 高気圧作業安全衛生規則に基づく健康診断	高圧室内業務	潜函工法、その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業
	潜水業務	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンペからの給気を受けて、水中において行う業務
コバルト健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	コバルト及びその無機化合物を製造する業務
	取扱業務	特殊鋼、超硬工具、磁性体などの製造や混合、溶融、粉碎などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
サ行 四アルキル鉛健診 ※ 四アルキル鉛中毒予防規則に基づく健康診断	製造業務	四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るもの
	混入・注入業務	四アルキル鉛をガソリンに混入する業務、および四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務
	製造・混入装置の修理・分解・移動	業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行なう業務
	汚染タンク内業務	四アルキル鉛及び加鉛ガソリン(四アルキル鉛含有ガソリン)により汚染されているタンクその他の設備の内部における業務
	残さい物取扱業務	四アルキル鉛等を含有する残さい物(廃液を含む。)を取り扱う業務
	ドラム缶等取扱業務	四アルキル鉛が入っているドラムかんその他の容器を取り扱う業務
	研究業務	四アルキル鉛を用いて研究を行なう業務
	汚染除去業務	四アルキル鉛等により汚染されている物又は場所の汚染を除去する業務
シアン化合物健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウムを製造する業務
	取扱業務	農業、殺虫剤、蛍光染料などの製造や鍍金、冶金などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方

特殊健康診断名(五十音順)	業務名(業務内容略称)	作業内容
四塩化炭素健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断 (特別有機溶剤)	製造業務	四塩化炭素を製造する業務
	取扱業務	四塩化炭素を利用した洗浄、払拭、清掃などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
ジクロロメタン健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断 (特別有機溶剤)	製造業務	ジクロロメタンを製造する業務
	取扱業務	ジクロロメタンを利用した洗浄、払拭、清掃などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
紫・赤外線健診 ※ 指導勸奨による健康診断	アーク溶接	電気による溶接、切断又は接着を行う作業(抵抗溶接作業を除く)
	ガス溶接	ガスによる溶接、切断を行う作業
	アーク灯操作	アーク灯又は水銀アーク灯の操作を行う作業
	赤外線乾燥	赤外線乾燥において、赤外線の直射を受ける至近距離における作業
	加熱・溶解・加工	ガラス若しくは金属を溶解又は加熱(700℃以上に限る)する操作における炉前作業、加熱物の運搬、又は圧延その他の加工
	光源製品寿命検査	電球等の光源製品の寿命を検査する作業
	光学ガラス製品検査	人工光源を用いてレンズ等の光学ガラス製品を検査する作業
臭化メチル健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	臭化メチルを製造する業務
	取扱業務	殺虫剤、燻蒸剤などの製造や穀物等の燻蒸などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
硝酸健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	硝酸を製造する業務
	取扱業務	火薬・染料・セルロイド、硝酸アンモニウムなどの製造やメッキや酸洗などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方

特殊健康診断名(五十音順)	業務名(業務内容略称)	作業内容
じん肺健診 ※ 粉じん障害防止規則に基づく健康診断	採石	掘削・採掘・削岩・発破作業及びその場所での作業、発破作業
	トンネル掘進	ずい道掘削工事全般(掘削・削岩・発破・トンネル防水工事・その他付帯工事等)
	運搬・運鉱	重機オペレーター・ダンプ運転手(運搬)及びその場所での作業。運搬(炭鉱)・運鉱(鉱物鉱山)
	坑内破砕・粉砕・積込	ずい道破砕・粉砕作業及びその場所での作業。採炭・選炭・発破作業・炭車への積込作業
	坑内重機操縦・運搬	ずい道掘削現場での重機オペレーター及びその場所での作業
	坑内運搬	ずい道掘削現場での土石・岩石の運搬作業・ジャリトラ
	岩粉散布	岩粉散布及びその場所での作業
	坑内コンクリート吹付け	ずい道建設現場でのコンクリート吹き付け作業。支保・覆工(側壁のセメント工事・セントル取付等)及びそれに付帯する作業
	坑内設備保守・監督	坑内設備保守・保安・監督(係長)・仕線(坑道維持補修作業)・保安係員巡回点検等
	石工・石材加工	石材の裁断・彫り・仕上げ作業及びその場所での作業、石工
	研磨・裁断・FRP作業	グラインダー・サンダー等を用いた研磨・裁断作業及びその場所での作業。FRP加工における研磨・ばり取り作業
	タルク製造・研り	砕石プラントでの作業全般(現場での監督業務を含む)。タルク製造。建設現場においてコンクリートを研る作業
	ヒューム管製造	ヒューム管・パイル製造・セメントの袋詰め・運搬及びその場所での作業。セメント運搬作業
	アルミニウム袋詰め	アルミニウムを袋詰めする場所における作業
	石膏ボード製造	石膏ボードの製造。木毛(もくもう)セメント板の製造及びその場所での作業
	グラスウール製造	グラスウールの製造作業全般。ガラス食器・コップ等の製作
	陶磁器製造業	陶磁器製の食器・小物等の製造。レンガ製造作業全般及びその場所での作業
	炭素製品製造	炭素製品を製造する場所における作業
	砂型鋳物製造	砂型を用いて鋳物製造。砂型をこわす・砂落とし・砂を再生及びその場所での作業
	倉庫・荷役業	倉庫・荷役業: 鉱石運搬船倉内での鉱物等の回収・清掃作業
	鋳物製造	金属等の焼結・湯出し・鋳込みする作業及びその場所での作業(鋳物製造)
	鍛造・鍛冶	鍛造・鍛冶屋(熱くしてたたく・刀鍛冶等)・煙突掃除及びその場所での作業
	かま・炉築造・修理	耐火物を用いてかまや炉を築造・修理する作業
	溶接・溶断	アーク・ガスによる溶接・溶断作業
	溶接	金属をアーク溶接する
	メッキ加工	メッキ加工・クロム・シアン・その他金属溶射によるメッキ及びその場所での作業
	藁草の出し入れ	染土の付着した藁草を庫に出し入れする場所における作業
長大ずい道内作業	長いトンネル内部における作業	
石綿取扱い業務	ブレーキ・クラッチに使用されている石綿部品の整備・交換。	
非粉じん作業	非粉じん作業	
振動健診 ※ 指導勧奨による健康診断	チエンソー使用	チエンソー
	ピストン式工具使用	①さく岩機、②チップングハンマー、③リベッティングハンマー、④コーキングハンマー、⑤ハンドハンマー、⑥ベビーハンマー、⑦コンクリートブレーカー、⑧スケーリングハンマー、⑨サンドランマー、⑩ピックハンマー、⑪多針タガネ、⑫オートケレン、⑬電動ハンマー
	内燃機関工具使用	①エンジンカッター、②ブッシュクリーナー
	携帯用回転工具使用	①携帯用皮はぎ機、②サンダー、③パイプレーションドリル
	振動体内蔵工具使用	①携帯用タイタンパー(線路の砂利を安定させる工具)、②コンクリートパイプレーター
	携帯用研削盤使用	研削といしの直径が150mmを超えるもので、手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤
	卓上・床用研削盤使用	使用するといしの直径が150mmを超えるも、卓上用又は床上用研削盤
	締付工具使用	①インパクトレンチ
	往復動工具使用	①パイプレーションシャー(シャーは剥ぎ取る器械のこと)、②ジグソー(片持ち電動鋸で、曲線切りを得意とする)
その他の振動工具使用	基発0710第2号で明示されていない振動工具	
水銀健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)を製造する業務
	取扱業務	乾電池、蛍光灯、体温計などの製造や廃棄処理などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方

特殊健康診断名(五十音順)	業務名(業務内容略称)	作業内容
ステレン健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断 (特別有機溶剤)	製造業務	ステレンを製造する業務
	取扱業務	ステレンを利用した洗浄、払拭、清掃などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方

騒音健診 ※ 指導勧奨による健康診断	屋内作業場・別表1	別表1に記載の作業場における業務全般
	屋内作業場・別表2	別表2に記載の作業場であって、かつ屋内作業場における業務全般
	屋外作業場・別表2	別表2に記載の作業場であって、かつ屋外作業場における業務全般
	屋内作業場・別表外	別表に記載のない作業場であって、かつ屋内作業場における業務全般
	屋外作業場・別表外	別表に記載のない作業場であって、かつ屋外作業場における業務全般

タ行

テトラクロロエチレン健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断 (特別有機溶剤)	製造業務	テトラクロロエチレンを製造する業務
	取扱業務	テトラクロロエチレンを利用した洗浄、払拭、清掃などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方

電離放射線健診 ※ 電離放射線障害予防規則に基づく健康診断	X線装置の使用・装置検査	X線装置の使用、X線の発生を伴う装置の検査
	荷電粒子加速装置の使用・装置検査	荷電粒子を加速する装置の使用、電離放射線の発生を伴う荷電粒子加速装置の検査
	X線管・ケトロンのガス抜き・検査	X線管・ケトロン(二極真空管)のガス抜き、又はX線の発生を伴うこれらの検査の業務
	放射性物質を装備する機器取扱い	放射性物質を装備している機器の取扱い
	放射性物質・物質等汚染物の取扱い	放射性物質又は放射性物質若しくは装置から発生した電離放射線によつて汚染された物の取扱い
	原子炉運転業務	原子炉の運転
	坑内における核原料物質の掘採	坑内における核原料物質(原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。)の掘採
	除染(汚染土壌等の除去)	除染特別地域等内における汚染された汚染土壌等の除去、拡散防止措置(土壌等の除染等の業務)
	除染(汚染土壌等の収集・運搬・保管)	除染特別地域等内における、汚染土壌・汚染廃棄物の収集、運搬又は保管(廃棄物収集等業務)
	特定汚染土壌取扱い	7・8以外の業務であって、特定汚染土壌等を取り扱うもの(特定汚染土壌等取扱業務)
非電離業務	電離則、除染電離則に該当しない業務	

トリクロロエチレン健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断 (特別有機溶剤)	製造業務	トリクロロエチレンを製造する業務
	取扱業務	トリクロロエチレンを利用した洗浄、払拭、清掃などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方

トリレンジイソシアネート健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	トリレンジイソシアネートを製造する業務
	取扱業務	ポリウレタンフォーム、接着剤、ゴムなどの製造や射出成型などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方

動物実験及び家畜取扱業務健診 ※ 北海道職員健康診断実施要綱 第3「特別健康診断」	実験動物の飼育及び実験	実験動物の飼育施設の管理、健康と安全に配慮した飼育、実験と実験後の処理等を行う者
	と畜検査	牛肉や豚肉などの食肉食用にするため、病気がないかどうかの検査を行う獣医師
	畜産及び獣疫衛生業務	家畜の伝染病予防に関する事務や、家畜疾病の診断、飼養衛生管理の指導などを行う者
	その他の者	

ナ行

ナフタレン健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	ナフタレンを製造する業務
	取扱業務	無水フタル酸や、防虫剤、染料などの製造などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方

特殊健康診断名(五十音順)	業務名(業務内容略称)	作業内容
鉛健診 ※ 鉛中毒予防規則に基づく健康診断	鉛製錬・精錬	焙焼、焼結、溶鉱又は鉛等若しくは焼結鉱等の取扱い
	銅・亜鉛の製錬・精錬	溶鉱、当該溶鉱に連続して行なう転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライムの取扱い
	鉛蓄電池製造・解体	鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断、運搬、出し入れ
	電線・ケーブル製造	鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工
	鉛合金製造	鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込
	鉛化合物製造	鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、か焼、焼成、乾燥、運搬、出し入れ
	鉛ライニング	鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む)
	鉛ライニング(含鉛塗料)	破碎、溶接、溶断、切断、加熱して行なう鋳打ち、加熱、圧延、含鉛塗料のかき落とし
	鉛装置内業務	鉛装置の内部における業務
	鉛装置の溶接・溶断	鉛装置の破碎、溶接、溶断、切断
	転写紙製造	鉛等の粉まき、粉払い
	ゴム・合成樹脂製品製造	鉛等の溶融、鑄込、粉碎、混合、ふるい分け、被鉛、剥鉛(含化合物含有製品は絵具、粘薬、農薬、ガラス、接着剤等)
	はんだ付け	自然換気が不十分な場所におけるはんだ付け
	施釉・焼成	施釉、当該施釉を行なった物の焼成
	絵付け	絵付け、当該絵付けを行なった物の焼成
	金属焼入れ・サンドバス	金属の焼入れ、焼戻し又は当該焼入れ・焼戻しをした金属のサンドバス
活字の文選・植字	活字の文選、植字又は解版	
清掃業務	清掃業務	
鉛化合物・ゴム・合成樹脂製品製造	***	
ニッケル化合物健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	ニッケル化合物を製造する業務
	取扱業務	顔料、磁気カードの製造やニッケルメッキ、触媒などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
砒素健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)を製造する業務
	取扱業務	半導体、特殊ガラス、農薬、殺虫剤などの製造や洗浄、充填などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
フェノール健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	フェノールを製造する業務
	取扱業務	消毒剤、歯科用局部麻酔剤、染料中間物などの消毒作業などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
弗化水素健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	弗化水素を製造する業務
	取扱業務	フロンガス、アルキル化剤、エッチング剤、フッ素化合物などの製造やガラスのつや消しなどで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
ベンゼン健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	ベンゼンを製造する業務
	取扱業務	合成繊維、合成樹脂、農薬、防虫剤などの製造や抽出、精製などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
マゼンタ健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	マゼンタを製造する業務
	取扱業務	絹、羊毛、皮革、紙などの染料、生体組織標本の染色、油脂の着色などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
マンガン健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)を製造する業務
	取扱業務	電池、肥料、農薬などの製造やステンレス・特殊鋼の脱酸、非鉄金属の添加剤などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務

八行

マ行

特殊健康診断名(五十音順)	業務名(業務内容略称)	作業内容
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
メチルイソブチルケトン健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断 (特別有機溶剤)	製造業務	メチルイソブチルケトンを製造する業務
	取扱業務	メチルイソブチルケトンを利用した洗浄、払拭、清掃などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
薬剤業務健診 ※ 北海道職員健康診断実施要綱 第3「特別健康診断」	薬剤師	病理試験及び細菌検査業務に従事する薬剤師
	試験検査技師	病理試験及び細菌検査業務に従事する技師
	薬剤業務補助者	病理試験及び細菌検査業務に従事者の補助者
	その他の者	

ヤ行

特殊健康診断名(五十音順)	業務名(業務内容略称)	作業内容
有機溶剤健診 ※ 有機溶剤中毒予防規則に基づく健康診断	溶剤製造業務	当該有機溶剤自体を製造する業務。(製造工程におけるろ過・混合・攪拌・加熱・注入の全てを含む)
	溶剤取扱業務	染料、医薬品、農薬、合成樹脂等の製造工程で当該有機溶剤を利用する業務。(利用時のろ過・混合・攪拌・加熱の全てを含む)
	溶剤利用(面加工)	当該有機溶剤を用いて行う艶出し、防水、その他物の面の加工業務
	溶剤利用(洗浄、払拭)	当該有機溶剤を用いて行う洗浄、払拭の業務
	溶剤利用(乾燥)	当該有機溶剤が付着している物の乾燥業務
	溶剤利用(塗布)	接着のために当該有機溶剤を塗布する業務
	溶剤利用(接着)	接着のために当該有機溶剤を塗布された物の接着の業務
	溶剤利用(塗装)	当該有機溶剤を用いる塗装業務
	溶剤利用(印刷)	当該有機溶剤を用いる印刷業務
	溶剤利用(描画)	当該有機溶剤を用いる書き込み又は描写の業務
	溶剤利用(試験、研究)	当該有機溶剤を用いて行う試験、研究業務
溶剤タンク内作業	当該有機溶剤を入れたことのあるタンク内での業務	
有機りん剤業務健診 ※ 指導勧奨による健康診断	取扱業務	2・3・4以外で有機りん剤を取り扱う業務
	発散場所の作業	有機りん剤のガス、蒸気、粉じんを発散する場所における業務
	混合希釈場所の作業	有機りん剤製造業務のうち、混合・粉碎・希釈の場所における作業
	噴霧作業	有機りん剤を噴霧する作業
腰痛健診 ※ 指導勧奨による健康診断	重量物取扱い作業	重量物の持上げや運搬等において強度の負荷を腰部に受ける作業
	立ち作業	製品の組立、サービス業等、立位の静的作業姿勢を長時間とる作業
	座り作業	一般事務、VDT作業、窓口業務、コンベア作業等、椅座位の静的作業姿勢を長時間とる作業
	介護・看護等作業	福祉・医療分野において、前屈、ひねり、後屈ねん転等の不自然な作業姿勢をしばしばとる作業
	車輛運転等	トラック、バス、タクシー、車両系建設機械等の操作・運転により腰部と全身に著しく粗大な又は長時間の振動を受ける作業
	その他腰部負担作業	指針記載の五業務以外の、腰部に負担のかかる作業
リフラクトリーセラミックファイバー健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	レフラクトリーセラミックファイバーを製造する業務(アルミナとシリカを混合・熔融させ、この細流を吹き飛ばして繊維化する)
	取扱業務	当該物の切断・穿孔・研磨等の加工業務や、当該物を窯・炉等に張り付け・補修・解体等で取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
硫酸健診 ※ 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断	製造業務	硫酸を製造する業務
	取扱業務	界面活性剤、肥料、水飴などの製造や金属の電解製錬、紡績などで取り扱う業務
	研究業務	研究のために製造又は使用する業務
	管理業務	製造工程や保管品の管理事務等の業務
	過去作業	過去に、製造・取扱・研究の業務を行っていたために健康診断の受診対象となる方
レーザー光線健診 ※ 指導勧奨による健康診断	機器取扱業務	レーザー機器(クラス1M、2M、3R、3B、4)を取り扱う業務
	ばく露業務	レーザー光線にさらされるおそれのある業務

ラ行

別表第1（第1条関係）

- 一 金属加工機械
 - イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
 - ロ 製管機械
 - ハ ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
 - ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
 - ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
 - ト 鍛造機
 - チ ワイヤフォーミングマシン
 - リ プラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）
 - ヌ タンブラー
 - ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
- 二 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 四 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 五 建設用資材製造機械
 - イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
 - ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
- 六 穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 七 木材加工機械
 - イ ドラムパーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ハ 碎木機
 - ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- 八 抄紙機
- 九 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
- 十 合成樹脂用射出成形機
- 十一 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

《改正》平11政283

別表第2（第2条関係）

- 一 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- 二 びよう打機を使用する作業
- 三 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
- 四 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 五 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- 六 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- 七 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- 八 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

《改正》平12政313

・